

つくば市議会傍聴規則の一部改正の概要

1 改正理由

社会情勢の変化への対応及び時代に即した語句に改めるため

2 主な改正内容

- (1) 第5条に第4項を加える改正は、大規模な災害の発生、重大な感染症の蔓延
その他やむを得ない事由による場合は、議長は、傍聴席の定員を既定の定員と
は別に定めることができる旨を規定するもの。
- (2) 第7条に第2項を加える改正は、議長が、必要があると認めるときは、傍聴
者に対し、係員をして危険なものなどを携帯していないかを質問させることが
できる旨を規定するもの。
- (3) 第7条に第3項を加える改正は、第2項の質問を受けた者がこれに応じない
ときは、その者の入場を禁止することができる旨を規定するもの。
- (4) その他の改正は、時代に即した語句に改めること及び字句の整理によるもの。

3 施行日

公布の日からとする。